

## 岡崎市伝送路整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、田園地域マルチメディアモデル地区伝送路整備事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 田園地域マルチメディアモデル地区

本市が平成10～12年度に田園地域マルチメディアモデル事業（農林水産省）によって整備した地区で、整備されたケーブルテレビ伝送路がその後も光化（FTTH化）されず、HFC又は同軸方式のままとなっている地区

(2) 伝送路整備事業

地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、及び超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、ネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業

### (交付の目的)

第3条 この補助金は、民間事業者の投資による情報通信環境の整備が期待できない田園地域マルチメディアモデル地区においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を促進し、市内の情報格差の是正及び災害時等の情報伝達の確実性、安定性の向上を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市の出資する法人のうち、岡崎市内で伝送路整備事業を実施できる事業者を対象とする。

### (補助の対象となる事業)

第5条 補助の対象となる事業は、補助金の交付対象者が令和4年度から同6年度に行う田園地域マルチメディアモデル地区に係る伝送路整備事業とする。

### (補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、補助金の交付対象者の団体内で最も効率的かつ効果的な方法で行う場合の事業費で、別表1に掲げる経費の総額とする。

### (補助額)

第7条 補助額は、前条の補助対象経費に対して別表2に定める補助率を乗じた額とする。ただし、補助額は、予算の範囲内の額とする。

- 2 前項の補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による事前協議書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する事前協議書は、次条に規定する補助金交付申請書する日より前までに提出しなければならない。

(交付の申請)

- 第9条 申請者は、様式第2号による交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定及び通知)

- 第10条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該申請に係る補助事業等の目的及び内容が適正であり補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行う。
- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
  - 3 市長は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
  - 4 市長は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
  - 5 市長は、第1項による交付の決定があった時は、速やかにその決定内容及び第2項により条件を付した場合にはその条件を様式第3号による交付決定通知書により申請者に通知する。

(変更等の承認)

- 第11条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号

による変更交付申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の額を変更するとき。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
  - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - ウ 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、交付決定の内容若しくは付された条件に不服がある時又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止を承認した場合について準用する。

#### （事故の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を市長に提出し、今後の対応について、その指示を受けなければならない。

#### （状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第9号による報告書に領収書等の支払い証拠書類添えて市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第 15 条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第 10 条の決定の内容（第 11 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 10 号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
  - 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

(支払)

- 第 16 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 11 号による補助金精算（概算）払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第 17 条 市長は、第 11 条第 4 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 10 条の決定の内容（第 11 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の取消し又は変更の決定があった場合は、第 11 条第 3 項の規定を準用する。
  - 3 市長は、第 1 項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の規定に基づく補助金の返還の納付については、第 15 条第 3 項の規定を準用するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速や

かに様式第 12 号の消費税額及び地方消費税額の額の確定報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前 2 項の規定は、第 15 条に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第 11 条第 3 項の規定は、第 2 項に基づく返還があった場合について準用する。
- 5 第 15 条第 3 項の規定は、第 2 項に基づく返還があった場合について準用するものとする。

#### (補助事業の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類その他当該市費事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を備え、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

#### (補助金交付の際付す条件)

- 第 20 条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄をしようとするときは、あらかじめ様式第 13 号による承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において規定される耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
  - 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

#### (随時検査)

- 第 21 条 市長は、補助事業者に対して事業を適切におこなわせるため、随時、帳簿、書類等の提出を求め又は現地において必要な検査をすることができる。
- 2 前項の規定は、事業完了後も適用があるものとする。

#### (書類の提出)

第 22 条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本 1 通に副本 1 通を添えて、市長に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第 23 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

補助対象経費区分	内容
施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 ア 局舎・センター施設 イ 鉄塔 ウ 外構施設 エ 伝送路設備 オ 無線アクセス装置 カ 送受信装置 キ 構内伝送路 ク 電源設備 (予備電源設備を含む) ケ 監視制御・測定装置 コ ヘッドエンド装置 サ その他事業を実施するために必要な経費  (2) 附帯工事費
用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む)  (2) 附帯工事費

別表 2 (第 7 条関係)

補助区分	対象町名	補助率
田園地域マルチメディアモデル地区のうち、他の事業者においても光 (FTTH) サービスが提供されていない地区を含む町に対する伝送路整備事業	滝町 東阿知和町	10 / 10
田園地域マルチメディアモデル地区のうち、上記を除く地区に対する伝送路整備事業	上記以外	1 / 3